

元市職員の刑事事件に係る判決について

1 判決の概要

元市職員の東内京一の詐欺、業務上横領及び窃盗事件に係る判決についてお知らせします。

判決は、令和3年9月17日午前11時30分からさいたま地方裁判所で行われた公判にて言い渡されました。

内容は、令和3年6月4日に行われた判決で検察から示された、懲役10年の求刑に対し、懲役7年となりました。

2 市長コメント

本日、元職員が起こした詐欺、業務上横領及び窃盗事件に係る判決が言い渡されました。

この度の事件に関しまして、改めまして被害を受けられた方、市民の皆様にご心からお詫びを申し上げます。

市としては、この判決により、全容解明までの調査が進み、第三者委員会や議会の調査特別委員会が大きく進展するものと思います。

今後も引き続き、再発防止策を徹底し、市民の信頼回復に全力で取り組んでまいります。